

**【広陵町町制施行 70 周年記念事業】**  
**広陵中央体育館及び広陵健民運動場における**  
**ネーミングライツパートナー募集要項**

**1 募集目的**

令和 7 年 4 月 15 日に当町は町制施行 70 周年を迎えました。節目となる今年度、新たな取組として、公共施設の命名権者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

当町では、全ての公共施設の管理の基本となる、広陵町公共施設等総合管理計画を平成 28 年 3 月に策定（令和 5 年 3 月改訂）し、人口動態や今後の財政状況等を踏まえ、総合的かつ長期的な視点から公共施設が抱える諸問題への対応について定めており、その中で、公共施設の持続的な管理を行う財源確保の取組として、公共施設のネーミングライツ導入を検討することとしております。

このことから、令和 6 年度に実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、「広陵中央体育館」及び「広陵健民運動場」のネーミングライツパートナーを募集するものです。

なお、本募集要項に定めのない事項については、別に定める広陵町ネーミングライツ事業実施要綱（令和 7 年 12 月広陵町告示第 75 号）の定めるところによるものとします。

**2 対象施設**

施設名	施設概要
広陵中央体育館	所在地 : 広陵町大字笠 350 番地 1 延床面積 : 3,127.00 m <sup>2</sup> ※別紙資料 1 : (外観・位置図・利用状況) ※周辺自治体との体育・文化施設の相互利用について 令和 7 年 10 月 1 日から、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町及び当町の合計 8 市町において、体育・文化施設が、市内・町内料金で利用可能となる相互利用が開始しており、当町以外の方が利用される機会が増加しています。
広陵健民運動場	所在地 : 広陵町大字古寺 163 番地 1 敷地面積 : 11,427.00 m <sup>2</sup> (運動場、テニスコート、管理棟を含む。) ※別紙資料 2 : (外観・位置図・利用状況) ※今後の予定について 令和 13 年に開催される「第 85 回国民スポーツ大会」のソフトボール競技場に指定されており、令和 9 年度には照明の LED 化更新を予定し、今後更なる利用者の増加を見込んでおります。

### 3 募集概要

#### (1) 定義及び命名権料等

命名権料	<p>広陵町中央体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年額 20 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を希望します。</li> </ul>
	<p>広陵健民運動場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年額 30 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を希望します。</li> </ul>
愛称の使用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年 10 月 1 日から原則 3 年間から 5 年間までの期間とします。</li> <li>・使用期間は年単位とします。</li> </ul>
効果	<p><b>【ネーミングライツパートナー】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知度向上や PR 効果、事業活動の促進</li> <li>・CSR（地域・社会貢献）評価の向上</li> </ul> <p><b>【町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源確保による施設管理機能の向上</li> <li>・施設の魅力向上・イメージアップ</li> <li>・民間ノウハウの活用による施策や施設の魅力向上</li> </ul>
愛称の命名条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称は、町民や利用者が親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいものにしてください。</li> <li>・公共施設に愛称を付与するものであり、【一般的な呼称】として用いられる名称で、当町の条例で定める正式な施設名を変更するものではありません。</li> <li>・利用者の混乱を避けるため、原則として愛称決定後は契約期間中においても愛称の変更はできません。</li> <li>・提案のあった愛称は、広陵町ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催して審査します。</li> <li>・愛称の使用開始後から一定の期間（1 年間程度）は、当町が発行する印刷物やホームページ等において、条例上の施設名称を併記させていただくこととします。なお、当町が発行する印刷物（パンフレット等）は、契約期間中に更新を約束するものではありません。</li> <li>・次のいずれかに該当するものは愛称として使用することができません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの</li> <li>(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</li> <li>(3) 宗教活動、政治活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの</li> <li>(4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの</li> <li>(5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの</li> </ol> </li> </ul>

	(6) 第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害するおそれのあるもの (7) 町政運営に支障を及ぼし、町の信用又は品位を害するおそれのあるもの (8) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの (10) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの (11) 当該愛称の内容について町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの (12) その他愛称として使用することが適当でない町長が認めるもの
--	--

(2) ネーミングライツパートナーへの特典

- ・優先交渉権（契約期間満了後、ネーミングライツパートナーが継続して契約する意向がある場合において、他者に優先して当町と交渉できる権利）を付与します。
- ・その他対象施設の使用に関する特典については、応募者からの提案を認めるものとし、別途当町と協議の上、決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

(3) 愛称表示に伴う費用負担等

- ・愛称表示に伴う費用負担等は次の表のとおりとします。

区分	町	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示の変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
町が発行するパンフレット、封筒 町のHPの表示変更 等	○	

- ・上記以外に愛称表示に伴う費用については、原則ネーミングライツパートナーに負担していただきます。

- ※1 当町が設置する看板や作製する印刷物、ホームページの表示変更は、変更可能な表示について行うこととします。なお、施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。また、愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、命名権料及び使用期間に変更はありません。
- ※2 敷地外の看板等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うことが可能です。屋外広告物の表示に関しては、広陵町奈良県屋外広告物条例施行細則（平成14年3月広陵町規則第23号）の規定に基づき、必要となる手続きを行ってください。
- ※3 ネーミングライツパートナーによる看板等の表示の変更後、町や関係機関が催事案内等のために横断幕等の物品を設置する際は、原則、看板等に影響が及ばないように対応しますが、やむを得ず、一時的に看板等に明示されている愛称が視認不可となる場合があります。

#### 4 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者
- (2) 町から現在も含めこれまでに指名停止措置等を受けている者又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する者
- (3) 町税等を滞納している者
- (4) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月広陵町条例第 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する事業を営む者
- (6) 消費者金融に係る者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者
- (10) 町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある者
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- (12) その他町長が適当でないと認める者

## 5 応募方法等

### (1) 受付期間

令和8年3月7日（土）から同年4月7日（火）午後5時まで

### (2) 提出方法

- ・書類の提出方法は、郵送、持参又は電子メールとします。
- ・郵送の場合は、消印有効ではなく、必着です。
- ・持参の場合は、役場開庁時間（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に限ります。
- ・電子メールの場合は、送信後必ず電話連絡により到着確認を行ってください。

### (3) 提出書類

- ・応募に当たっては、広陵町ネーミングライツ事業応募届出書（別記様式）に必要事項を記入し、次の書類を沿えて提出してください。なお、後日追加資料の提出を求めることがあります。

①履歴事項全部証明書

②定款

③応募者の概要を記載した書類

④直近1事業年度分の決算報告書及び事業報告書

⑤直近の町税等の納税証明書

- ・電子メールの場合は、名前で並び替えた際に①から⑤の順となるよう、ファイル名を付与した上で、送信してください。

### (4) 提出先

- ・本要項「9 問合せ先（ネーミングライツ事業等に関する問合せ先）」に記載のとおり

### (5) 質疑応答

- ・本募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。

①受付期間

令和8年3月13日（金）午後5時まで

②受付方法

任意様式の質問表を、(4) 提出先まで電子メールにより提出してください。

なお、提出後は必ず電話連絡により到着確認を行ってください。

③回答

質問に対する回答は随時、ホームページへの掲載により公表します。

### (6) その他申請に当たっての留意事項

①提出に要する経費は全て応募者の負担とします。

②提出された書類はお返しできません。

③提出された書類は審査過程で必要に応じ複写します。

④提出された書類は広陵町情報公開条例（平成12年12月広陵町条例第7号）の規定に基づき開示することがあります。

## 6 審査方法

企画競争入札により、最も好条件（金額・期間・愛称）の提案をされた者を優先候補者とします。また、応募が1者のみであった場合でも、審査委員会を開催し、適当な提案でないと認めた場合においては、優先候補者を決定しないことがあります。

なお、審査委員会において、意見が付された場合は、当該意見に従い提案内容を変更することを条件として、優先候補者を決定する場合があります。

## 7 契約の締結

決定された優先候補者と協議を行い、合意に至り次第、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約締結後、ネーミングライツパートナーは町が指定する期日までに当該年度分の命名権料を一括納入することとします。

また、契約の締結に当たっては、決定したネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、命名権料等を公表します。

なお、協議により、優先候補者を契約の相手方として不適当と決定した場合は、次点候補者と協議を行います。次点以降の候補者との協議及び契約についても合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を打ち切り、対象施設のネーミングライツ事業を中止します。

## 8 契約の解除等

ネーミングライツパートナーが、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除するものとします。また、契約解除となった場合において、既に納入された命名権料については返還しません。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき
- (2) ネーミングライツパートナーが、応募資格を満たさなくなったとき
- (3) ネーミングライツパートナーが、法律、条例等に違反し、又は違反するおそれがあると町長が認めるとき
- (4) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

## 9 問合せ先

### ●ネーミングライツ事業等に関する問合せ先

広陵町 企画総務部 総合政策課

住所：〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷5 8 3 番地 1

電話：0745-55-1001 メール：sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

### ●施設等に関する問合せ先

広陵町教育委員会事務局教育振興部スポーツ振興課

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠3 8 2 番地 1

電話 0745-55-1181 メール：shospoka@town.nara-koryo.lg.jp